

家畜共済損害防止事業交付金（特会）

【488（501）百万円】

対策のポイント

発病を未然に防止するための予防措置等を行うことにより、共済事故の増加を抑制し、農家経営の安定化及び掛金負担の軽減を図ります。

<背景／課題>

- ・我が国の畜産経営においては、経営規模の拡大が進む中、一旦疾病が発生すると被害が拡大する傾向にあることから、共済事故の増加によって、掛金負担の増嵩等が懸念されます。
- ・このため、検査方法が確立しており、予防的措置を講ずれば発病を未然に防止することが可能な家畜疾病について、損害防止事業を実施します。

政策目標

共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営の安定を確保

<主な内容>

農業災害補償法に基づき、農業共済組合連合会及び農業共済組合（特定組合）に対し、農林水産大臣が指定した疾病（繁殖障害、乳房炎等）について計画的かつ組織的な検査の実施等損害防止を実施するために要する経費の一部を交付します。

補助率：60／100相当

事業実施主体：農業共済組合連合会、農業共済組合（特定組合）

[お問い合わせ先：経営局保険監理官（03-3501-3709）]